

横浜市会計年度任用職員(月額職)(児童扶養手当等に係る業務)募集要項

1 任用予定人員及び職務概要

任用予定人員	職務概要	任用期間
1名	児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当等に係る届出書類の確認(請求・届出・添付書類の確認、内容の審査)、システム操作(入力)、手当に関連する電話対応等の業務に従事します。	令和8年6月1日～令和9年3月31日 ※年度末まで任期があり、かつ翌年度も年度当初から同一の職がある場合、能力実証のうえで再度任用する場合があります。(採用から最大4回)

上記職務概要に加えて、大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)があります。

2 勤務場所

横浜市こども青少年局こども家庭課手当給付係

横浜市中区桜木町1丁目1-56 みなとみらい21・クリーンセンタービル

3 募集要件

(1) 年齢 要件無

(2) 資格 パソコンでの基本操作(Excel・Wordの入力、端末操作等)能力があること
電話対応ができること

※ 地方公務員法第16条により、次に該当する方は受験できません。

- ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- イ) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- ウ) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者。
- エ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
- オ) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者。

次面あり

4 応募方法

受付期間	令和8年5月8日（金）から令和8年5月18日（月）まで
提出書類 （提出書類は返却しません。）	<p>1 横浜市選考申込書 2 選考申込書別紙 3 封筒2通</p> <p>1 通目：面接試験日時通知用（長3封筒をご用意ください。） 封筒の表面に申込者ご本人の郵便番号、住所、氏名を書き、赤字で「簡易書留」と大きく書いてください。</p> <p>2 通目：合格結果通知用（長3封筒をご用意ください。） 封筒の表面に申込者ご本人の郵便番号、住所、氏名を書き、赤字で「簡易書留」と大きく書いてください。</p> <p><u>・申込書及び申込書別紙は、本市所定の別添の様式に限ります。</u> <u>・提出後は、提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。</u></p>
提出方法	<p>原則として郵送により提出をお願いします。</p> <p>郵送期限・・・令和8年5月18日（月）必着</p> <p>《宛先》〒231-8772 <u>※住所の記載は必要ありません。</u> こども青少年局 こども家庭課 手当給付係 会計年度任用職員採用担当</p> <p>※確実な郵送のため、必ず「簡易書留」としてください。 ※普通郵便等で郵送した場合の事故等については、一切責任を負いかねますのでご了承ください。</p>

5 選考方法及び任用までの流れ

件名	日程
1 応募締切	令和8年5月18日（月）
2 一次選考結果通知発送 二次選考（面接試験）案内通知発送 ※ 面接日時、面接場所が記載されています。	令和8年5月19日（火）頃
3 二次選考実施（面接試験） 個別面接を行います。	令和8年5月22日（金） 予定
4 結果等通知発送 ・合格者には、任用にあたって必要書類の案内をあわせて送付します。 ・任用を辞退される方は、電話連絡をしていただくとともに、同封されている「任用辞退申出書」に必要事項を記入の上、5月29日（金）までに（必着）こども青少年局こども家庭課手当給付係 会計年度任用職員採用担当宛に郵送にて送付ください。	令和8年5月26日（火）頃
5 就業開始日	令和8年6月1日（月）

次面あり

6 任用にあたって

- (1) 受験資格がないこと又は申込記載事項に虚偽があった場合には、合格を取り消します。
- (2) 最終合格通知後、合格者全員に住民票等を提出していただきます。詳細については、別途合格者あてにお渡しする通知に同封する案内をご確認ください。

7 勤務条件

項目	摘要
任用期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで ※年度末まで任期があり、かつ翌年度も年度当初から同一の職がある場合、能力実証のうえで再度任用する場合があります。 (採用から最大4回)
要勤務日	月曜日から金曜日
休日	土日、祝日及び年末年始
勤務時間	9時00分～16時00分【6時間00分】 休憩時間：勤務時間の間で1時間
給料	月額：217,900円 ※任用期間中に報酬額が変更となる可能性があります。
各種手当等	通勤手当等 ※本市規定による
休暇	年次休暇等
社会保険	健康保険（横浜市共済組合）、厚生年金保険、雇用保険
その他勤務条件等	横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

【お問合せ先】

こども青少年局こども家庭課手当給付係 会計年度任用職員採用担当
電話：045-671-2700

